

2010年4月からスタートしました

地域の総合科学である「地理学」をベースとした
「地域調査のプロフェッショナル」としての証

地域調査士 専門地域調査士



社団法人 日本地理学会

地域調査のプロフェッショナル

今、地域調査のプロフェッショナルが求められています！

21世紀を迎え、分権化社会・知識情報化社会への転換が進みつつあるなか、グローバル化に晒される地域にとって、官民を問わずに地域の現状を的確に捉え、そこにある課題を探し解決する能力を有する人材への要請が高まっています。そして、官民併せて、地域独自の戦略立案などを目的とした、様々な地域調査が行政や企業において実施されています。



しかし、その重要性に比して、その担い手となる専門的人材の育成は、きわめて未整備の状態にありました。その結果、人文現象、社会現象、自然現象が複合した地域の問題を的確に捉えた地域調査が実施されているとは言い難い状況にあります。さらに、個人情報保護や人権等の法律面や倫理面での重要性が高まっていますが、これらに対する認識や教育は、必ずしも十分とは言い難い現状です。

その結果、地域調査の質的な改善や水準向上を支える人材育成の充実が、喫緊の課題として指摘されています。

こうした声に応え、学問的裏付けを有した科学的かつ総合的な地域調査を担う人材育成を図るためには、地域の総合科学としての地理学の成果を基盤とした人材育成が不可欠と考えられます。地域調査の専門的職業人を育成するには、地理学という地域の総合科学の教育・研究を踏まえていることを認証することが極めて有効といえます。

そこで、社団法人日本地理学会では、地域の総合科学である地理学をベースにした地域調査の専門的スキルを有した人材について、「地域調査士」「専門地域調査士」として認定する制度を2010年度より開始しました。



「地理学」をベースとした資格

「地域調査士」「専門地域調査士」とは、地域の総合科学である地理学をベースとし、地域調査の知識や技術を用いて地域の自然現象、社会現象、人文現象等を総合的にとらえる調査能力を有する「地域調査の専門家」、「地域調査のプロフェッショナル」のことです。社団法人日本地理学会が認定する資格で、「地域調査士」と「専門地域調査士」の2種類があります

地域調査の基礎能力を有した「地域調査士」

地域調査の企画から報告書作成までの地域調査の全過程を体験することにより、基本的な調査方法や分析手法の妥当性、地域の問題点などを指摘することができます。また、地域調査に不可欠な個人情報保護や人権等については、共通の講習を義務付けします。主に、大学で社団法人日本地理学会が認定した科目を取得した学部卒業生が取得します。

高度な調査能力を身につけた「専門地域調査士」

調査の問題点や妥当性等の指摘はもちろんのこと、多様な地域調査の手法を用いた調査企画能力、実際の調査を運営管理する能力、高度な分析手法による報告書執筆などの実践能力を有しています。また、地域調査に不可欠な個人情報保護や人権等については、共通の講習を義務付けします。主に、大学院で社団法人日本地理学会が認定した科目を取得した大学院修了者、及び大学研究者、調査会社・シンクタンク等で豊富な地域経験を有した方が取得します。



「地域調査士」になるには？

次の条件を満たすと、「地域調査士」の資格を取得することができます。

所定単位を取得して大学を卒業した場合

大学で所定の単位を履修して地域調査に関する卒業論文を提出した人が、「地域調査士講習」を受講した場合。

なお、就職活動での利便性を考えて、一定の条件で単位を取得して「地域調査士講習」を受講済みの場合は、大学在学中に「地域調査士取得見込み証明書」の発行を受けることができます。



「専門地域調査士」になるには？

次のどれかの条件を満たすと、「専門地域調査士」の資格を取得することができます。

①所定単位を取得して大学院修了後、3年以上の地域調査に関する実務経験を積んだ場合

大学院で所定の単位を履修して修士課程を修了した後、地域調査に関する実務を3年以上経験し、さらに地域調査に関連する研究論文を提出した人が、「専門地域調査士講習」を受講した場合。

②所定単位を取得しており、地域調査に関連する博士の学位を授与された場合

大学院で所定の単位を履修して修了した後、地域調査に関する博士の学位を取得した人が、「専門地域調査士講習」を受講した場合。

③地域調査の実務経験を3年以上有した人が査読論文を公表した場合

地域調査に関して3年以上の実務経験を有し、地域調査に関する研究論文（博士論文に相当）が査読を経て学術誌に掲載された人が、「専門地域調査士講習」を受講した場合。

④大学等で地域調査に関する5年以上の教育・研究経験を有する場合

大学、大学院や調査研究を主たる目的とする機関において、教授、准教授として地域調査に関して5年以上の研究及び教育の経験を有する人が、「専門地域調査士講習」を受講した場合。

大学、大学院で何を学ばばよいのか？

「地域調査士」「専門地域調査士」の資格取得には、以下のような単位を大学又は大学院で取得する必要があります。（「専門地域調査士」は、実務経験等を判断して認定するルートもあります）

地域調査士の標準カリキュラム

大項目	小項目	単位数
地域の概念及び特性に関する科目	地域の概念を扱う科目 （地理学原論、人文地理学又はこれらに類する科目）	2単位
	日本の地域特性を扱う科目 （日本地誌又はこれに類する科目）	2単位
	地域の自然的特性を扱う科目 （自然地理学（総合）、地形学、気候学、水文学又はこれらに類する科目）	2単位
地域調査の技法に関する科目	統計処理に関する科目 （地域統計学又はこれに類する科目）	2単位
	地図に関する科目 （地図学、測量学、GIS 又はこれらに類する科目）	2単位
地域調査実習に関する科目	フィールドワーク （地域の人文的又は自然的特性に関する調査）	1単位
	地域に関する卒業論文の作成若しくは地域調査に関する卒業研究又はこれらに相当する科目	2単位

専門地域調査士の標準カリキュラム

大項目	小項目	単位数
地域調査の企画・設計に関する科目	地域調査を企画・設計し、実践的な知識と能力を習得する科目（※1）	2単位
	地域の比較や形成・変容過程を把握する能力を習得する科目（※1）	2単位
地域調査の応用に関する科目	地域調査の結果から、地域の状態を客観的に捉え、かつ診断する能力を習得する科目（※2）	2単位
	地域づくりや地域政策にかかわる能力を習得する科目（※2）	2単位
フィールドワークに基づく地域調査実習に関する科目	フィールドにおいて人文的又は自然的特徴に関する地域調査を実施し、地域を総観する能力を習得する科目	1単位
	地域調査に関する演習（修士論文指導及び修士論文）	2単位

（注）※1及び※2は、どちらか一方の科目とする。

地域調査のプロフェッショナルに期待する多くの声！

地域調査はまちづくりの基礎

行政で計画を立案するには、まず地域の現状を理解し課題を抽出することが不可欠です。自分で地域調査できれば良いのですが、なかなか時間がありません。そのような時はコンサルタントやシンクタンクに依頼しますが、「何を依頼すれば良いのか？」「その手法で何がアウトプットできるのか？」を行政マン自らが理解していることが重要です。まちづくりの方向を正しく理解するためには、行政マンが地域調査のプロとなることが重要です。

(県庁職員)



自治体では計画策定時に地域調査を実施

体系的な地域調査教育が重要

地理学教員は地域調査ができて当たり前ですが、実は先輩教員から見よう見まねで学んだだけで、体系的に地域調査教育を考える機会はほとんどありませんでした。「地域調査と個人情報とはどのような関係があるのか？」「学生に人権問題できちんと教育すべきことは何か？」という最近重要性が高まっている重要な事項について、社団法人日本地理学会がきちんと講習することは、とても重要です。我が国の体系的な地域調査教育がやっとスタートします。

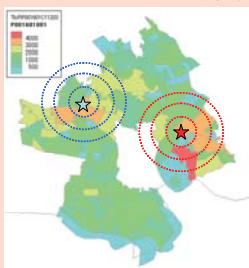
(大学教員)



営業活動などに役立ちそうです

地理学科を卒業しましたが、職場では大学時代に学んだ立地論や商圈調査等の経験をほとんど活かすことが出来ていません。しかし、「地域調査士」という資格ができることで、科学的な地域調査の重要性を企業にアピールできる気がしています。新しい資格の普及に期待しています。

(流通関係)



調査成果はGISで分析し、「見える化」することで事業戦略に有効活用できます

コンサルの仕事が変わるかも！

コンサルタントとして活動してきましたが、与えられた課題を如何に解決するのかという工学的思考(エンジニアリング)が中心でした。しかし、「地域調査士」が普及すると、今後は地域を総合・科学的に調査して理解する能力も求められてきます。コンサルタントが実施する地域調査のあり方も、「地域調査士」によって大きく様変わりするかもしれません。

(コンサルタント)



求む！ 地域スケールを自在に扱うジャーナリスト！

メディアが21世紀の人間の営みを見詰めていくためには、身近な地域、自治体、地方圏、国、さらには世界へと、地域スケールを自在に変化させながら、歴史、文化、風土、自然環境などの多くの要素を包括的に理解して、取材する必要があります。ジャーナリストにとって大切なのは、「虫の目と、鳥の目を自在に使い分けて取材、記事にする能力」です。このような能力を有した地理学をベースとした「地域調査士」の有資格者が、もっとジャーナリストとして活躍することを期待しています。(マスコミ)

③ 規程や要領に基づく公正な審査を行います

地域調査士認定規程	地域調査士認定規程(案例)
(目的) 第1条 この規程は、地域調査士の資格、認定の方法等を定め、社会におけるその適正な活動を促進し、もって地域の健全、かつ、持続的な発展に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この規程において「地域調査士」とは、地域の特性の科学的な調査、分析、究明、解説、広報等を行う業務(報告書の作成その他これらの業務に付帯する業務を含む。)を行う、 第3条 この規程において「地域調査士」とは、地域調査士として高度な知識及び実務能力を有する者であって、社団法人日本地理学会(以下「学会」とい。)が第8条第2項の規定に基づいて認定した者をいう。 第3条 この規程において「専門地域調査士」とは、地域調査士のうち、地域調査士として特に高度な知識及び実務能力を有する者であって、学会が第8条第3項の規定に基づいて併用する同条第2項の規定に基づいて認定した者をいう。 (地域調査士となる資格) 第4条 大学において、地域調査に関する科目を履修し、当該大学を卒業した者であって、地域調査に関する論文の公表等を行い、地域調査士の業務を遂行するための基本的な事項に関する講義を修了した者、又は第2項に規定する要件を満たす者は、地域調査士となる資格を有する。 第5条 大学において、地域調査に関する科目を履修し、修士の学位を取得した者であって、地域調査士として3年以上の実務経験を有するとし、地域調査に関する高度な知識の公表を行い、地域調査士及び専門地域調査士の業務を遂行するための基本的な事項に関する講義を修了した者、若しくは地域調査に関する科目を履修し、地域調査に関する論文を提出し博士の学位を取得した者であって、所定の講義を修了した者、又は第14条第1項の規定による地域調査士認定委員会(以下「認定委員会」とい。)が編制して定める基準に基づいてこれらと同等の能力を有すると認められた者であって、所定の講義を修了した者は、専門地域調査士となる資格を有する。 (科目) 第5条 前条第1項の科目は、認定委員会が編制して定める基準に基づいて認定したものでなければならぬ。 第2条 前項の規定は、前条第2項の科目について併用する。 (論文の公表等) 第6条 第4条第1項の論文の公表等とは、学術誌に掲載しこれに準ずる雑誌に論文を執筆、掲載されること、学会が主催する大会その他集会に於いて認定委員会が編制して定める基準に基づいてこれに類するものとして認定した集会において研究成果を発表すること、又は卒業論文等として提出する報告を提出、受理されることとする。 第2条 前項の論文、研究成果又は卒業論文は、報告し、認定委員会又は認定委員会が指名する者が編制して定める基準に基づいて適切であると認められたものでなければならぬ。 第3条 第4条第2項の高度な論文の公表とは、学術誌又はこれに準ずる雑誌に論文を執筆し、査読を経て掲載されることをいう。 第2条 前項の規定は、前項の論文について併用する。 (講義) 第7条 第4条第1項の講義は、地域調査士としての基本的な素養及び自覚を具備させるために必要とされているものであって、学会が編制して定める基準に基づいて実施するもの又は認定委員会が指定した機関が編制して定める基準に基づいて実施するものでなければならぬ。 第2条 前項の規定は、第4条第2項の講義について併用する。この場合において、「地域調査士は」、「専門地域調査士」と読み替えるものとする。 (認定の申請) 第8条 地域調査士となる資格を有する者は、氏名、生年月日その他編制して定める事項を記載した申請書を地域調査士となる資格を有することを証明する資料とともに学会へ提出し、地域調査士の認定を申請することができる。 第2条 学会は、前項の申請があったときは、認定委員会これらを審査せし、その具申に基づき、認定を拒否すべき特別の事情がない限り、申請した者を地域調査士に認定し、地域調査士に推薦する者の氏名、生年月日その他編制して定める事項を記載するものとする。 第3条 前2項の規定は、専門地域調査士の認定について併用する。この場合において、「地域調査士は」、「専門地域調査士」と、「地域調査士となる者は」、「専門地域調査士」と読み替えるものとし、「専門地域調査士の認定の申請は、地域調査士の認定の申請を兼ねるものとする。 (認定の拒否及び取消) 第9条 学会は、前条第1項の申請が虚偽又は不正の事実に基づく申請であると認めるときは、認定を拒否することができる。 第2条 学会は、地域調査士は地域調査士の認定の申請を撤回し、虚偽若しくは不正の事実に基づく申請を行ったこと証明した場合又は地域調査士としての信用を著しく欠損する行為を行ったと認められた場合は、当該地域調査士の認定を取消する前科とすることができる。 第3条 前2項の規定は、専門地域調査士の認定の拒否及び取消について併用する。この場合において、「地域調査士は」、「専門地域調査士」と読み替えるものとする。 (情報の公開) 第10条 学会は、地域調査士名簿及び専門地域調査士名簿に記載されている事項のうち、氏名その他編制して定める事項をインターネット等を利用して、公開するものとする。 第2条 地域調査士は、前項の規定に基づく情報の公開を差し止める権限を有しない。 (地域調査士認定証明書の発行) 第11条 地域調査士は、学会に於いて、地域調査士認定証明書(請求者本人に授けらるるに限る。)の発行を求めることができる。 第2条 学会は、前項の請求があった場合において、地域調査士に推薦に基づき、請求者が地域調査士であることを確認したときは、遅滞なく、請求者に於いて、請求者に係る地域調査士認定証明書を発行するものとする。 第2条 前項の規定は、専門地域調査士について併用する。この場合において、「地域調査士は」、「専門地域調査士」と、「地域調査士名簿は」、「専門地域調査士名簿」と、「地域調査士認定証明書(発行)」は、「専門地域調査士認定証明書」と読み替えるものとする。 第4条 地域調査士の資格を得ようとする者であって、編制して定める基準に適合する者、学会に対し、編制して定める基準に適合することを証明する資料を添えて地域調査士認定見込み証明書を提出する者ができる。 第5条 学会は、前項の請求があった場合において、申請者から提出された資料等に基づいて申請者が編制して定める基準に適合する者であることを確認したときは、遅滞なく、地域調査士認定見込み証明書を発行するものとする。この場合において、学会が請求者が地域調査士となる資格を有することとなるために必要とする要件を証明するものとする。 (認定手数料等) 第12条 学会は、第8条第1項又は同条第3項の規定に基づいて併用する同条第1項の申請を行う者は、編制して定める額の手数料を納めなければならない。 第3条 第9条第1項若しくは第2項又は同条第3項の規定に基づいて併用する同条第1項若しくは第2項の規定に基づいて認定を拒否し、又は取り消された者は、既に納入した額の手数料の返還を求めなければならない。 第3条 前条第1項若しくは同条第3項の規定に基づいて併用する同条第1項又は同条第1項の請求を行う者は、編制して定める額の手数料を納めなければならない。この場合において、正当な理由により証明書の発行を拒否された者は、既に納入した手数料の返還を求めなければならない。 (専門地域調査士の有効期間) 第13条 専門地域調査士は、専門地域調査士の認定を受けた日から10年を経過した日の翌日において、その資格を失ふ。 第2条 前項の規定にかかわらず、学会が編制して認定委員会が指定した機関が実施する講習を修了した専門地域調査士、又は専門地域調査士としての活動の実績について認定委員会が編制して定める基準に基づいて審査し、適当であると認めた専門地域調査士は、引き続き10年を経過する日までその資格を有する。 第2条 前項の規定は、前項の規定に基づいて引き続き資格を有することとなった専門地域調査士について併用する。この場合において、「専門地域調査士の認定を受けた日」とは、「引き続き専門地域調査士の資格を有することとなった期間が開始する日」と読み替えるものとする。 (認定委員会) 第14条 第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項、第8条第2項及び同条第2項の規定に基づいて行うべき事務を処理するため、学会は、地域調査士認定委員会を設置する。 第2条 認定委員会の運営に関する要綱は、理事長が別に定める。 第3条 理事長は、前項の要綱を制定し、又は変更したときは、理事会に報告するものとする。 (編制) この規程に定めるもののほか、この規程の運用に必要と細目、理事長が編制して定める。 第2条 理事長は、細則を制定し、又は変更したときは、理事会に報告するものとする。	(業務の円滑化に資して信頼の保持のために留意すべき事項) 第1条 地域調査士認定規程(以下「規程」とい。)第3条第2項に規定する留意すべき事項の具体化が内容は、次の各号のとおりとする。 一 調査は、常に科学的な意見と手続をもつて企画・実施すること。 二 調査を実施するに際し、地域の法令、慣習を順守すること。 三 調査の趣旨を十分に説明し、関係者の理解を得た上で実施すること。 四 個人情報等の保護に努めるとともに、人権・プライバシーを最大限尊重すること。 五 地域住民の生活に与える影響を軽微なものとするよう努めよう。 六 調査を受ける関係者との信頼を醸成し、いかなる場合においても、学会との信頼関係を維持すること。 七 学会などの組織としての見解と個人の意見を区別すること。 (同等の能力を有すると認める基準) 第2条 規程第4条第2項の基準は、次の各号のいずれかとする。 一 地域調査士として3年以上の実務経験を有し、博士論文としての水準を十分満たしていると認められる地域調査士に関する論文を執筆し、査読を経て学術誌又はこれに準ずる雑誌に掲載すること。 二 大学教員又は大学院又は調査研究を主たる目的とする機関において、教授若しくは准教授又はこれらに相当する者として、地域調査士として5年以上の研究及び教育の経験を有すること。 (地域調査士の科目(認定基準)) 第3条 規程第5条第2項の基準は、別添第一の「地域調査士の標準カリキュラム」と同等の内容を有するものであることとする。 (専門地域調査士の科目(認定基準)) 第4条 規程第5条第3項の規定に基づいて併用する同条第1項の基準は、別添第二の「専門地域調査士の標準カリキュラム」と同等の内容を有するものであることとする。 (集会(認定基準)) 第5条 規程第6条第1項の基準は、地域調査士に関する研究の発表及び学術論文の発表を目的の一つとする集会であって、一般又は主催者以外の会員に公開されるものであり、学会が主催する大会その他の集会と同等以上の水準の学術的・学術的・学術的であると認められるものであることとする。 (地域調査士の論文(認定基準)) 第6条 規程第6条第2項の基準は、地域調査が主要な構成要素となっている論文であって、大学の卒業論文としての水準を十分満たしていると認められるものであることとする。 (専門地域調査士の論文(認定基準)) 第7条 規程第6条第3項の規定に基づいて併用する同条第2項の基準は、地域調査が主要な構成要素となっている論文であって、修士論文としての水準を十分満たしていると認められるものであることとする。 (地域調査士の講習の基準) 第8条 規程第7条第1項の基準は、次の各号の講義を含めなければならないこととする。 一 地域調査の実施に当たって順守すべき法令に関する1時間以上の講義 二 個人情報の保護に関する1時間以上の講義 三 人権に関する1時間以上の講義 四 地域調査士の職責に関する1時間以上の講義 (専門地域調査士の講習の基準) 第9条 規程第7条第2項の規定に基づいて併用する同条第1項の基準は、次の各号の講義を含めなければならないこととする。 一 地域調査の実施に当たって順守すべき法令の事例研究に関する1時間以上の講義 二 個人情報の保護の事例研究に関する1時間以上の講義 三 人権の事例研究に関する1時間以上の講義 四 専門地域調査士の職責に関する1時間以上の講義 (申請書の記載事項) 第10条 規程第8条第1項の事項は、次の各号のとおりとする。 一 現住所 二 職業 三 卒業した大学並びに学部、学科、専攻課程又はこれらに相当するものの名称 四 卒業した年月又は卒業する見込みの年月 五 認定の要とするとする論文の題名並びにそれが掲載された雑誌の名称及び発行年月日(論文以外の場合は、これらに相当する事項) 第11条 規程第8条第3項の規定に基づいて併用する同条第1項の記載事項は、前項に準ずるものとする。この場合において、「大学」は、「大学院」と読み替える等必要と認められるものとする。 (公開する事項) 第11条 規程第10条第1項の事項は、次の各号のとおりとする。 一 生年月日 二 認定年月日 (地域調査士認定見込み書(発行に係る基準)) 第12条 規程第11条第4項の基準は、大学に2年を超えて在籍する者であって、規程第4条第1項の講習を修了し、大学において、規程第4条第1項の科目を履修した者、又は規程第4条第1項の科目のうち、別添第一に掲げる科目中地域の概念及び特性に関する科目に相当する科目及び地域調査の技法に関する科目に相当する科目を履修し、地域調査実習に関する科目に相当する科目を履修してある者であることとする。 (認定手数料) 第13条 規程第12条第1項及び第3項の手数料の額は、別添第三のとおりとする。 (専門地域調査士の活動の奨励に関する基準(基準)) 第14条 規程第13条第2項の基準は、地域調査士がその認定を受けた日(同条第3項の規定に基づいて併用する同条第2項の認定を受けた専門地域調査士にあっては、引き続き専門地域調査士の資格を有することとなった期間が開始する日)以降において、次のいずれかに該当する活動を行ったと認められるものであることとする。 一 学会が主催する大会その他の集会又は第5条の基準に基づいて認定委員会が認定した

講習会では何を学ぶのか？

「地域調査士」「専門地域調査士」の資格取得には、必ず以下の講習会を受講する必要があります（各講習、半日程度の講習会です）。その際、「専門地域調査士」の認定を受けるには、必ず「地域調査士講習会」を受講している必要があります。

各講習会を受けるタイミングは、「地域調査士講習」は大学2～4年生、「専門地域調査士講習会」は大学院在学中から申請前までの間の受講をお勧めします。

「地域調査士講習会」

1. 地域調査の実施に当たって順守すべき法令
2. 個人情報の保護
3. 人権
4. 地域調査士の心構え

「専門地域調査士講習会」

1. 地域調査の実施に当たって順守すべき法令の事例研究
2. 個人情報の保護の事例研究
3. 人権の事例研究
4. 専門地域調査士の心構え

講習会の日時、会場等詳細は決まり次第、日本地理学会 HP で案内します。

認定費用はいくら？

「地域調査士」「専門地域調査士」の資格取得には、申請者に概ね以下の負担をして頂きます。手続きとともに、郵便局の振込口座まで入金をお願いすることになります。申請書類などは、順次整備し、日本地理学会 HP よりダウンロードできるようにします。

「地域調査士講習」受講料：10,500 円（税込み）

（「地域調査士」未取得者が「専門地域調査士」を取得する場合は必ず受講しなければいけません）

「専門地域調査士講習」受講料：10,500 円（税込み）

「地域調査士」認定手数料：5,250 円（税込み）

「専門地域調査士」認定手数料：10,500 円（税込み）

（「地域調査士」取得者が「専門地域調査士」にランクアップする場合は 5,100 円）

「地域調査士」、「専門地域調査士」認定証明書：1,050 円（税込み）

「地域調査士」認定見込み証明書：1,050 円（税込み）

連絡先

〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16 学会センタービル内
社団法人日本地理学会（事務局）

E-mail: office@ajg.or.jp

PHONE: 03-3815-1912 FAX: 03-3815-1672

<http://www.ajg.or.jp/>

【郵便口座 00190-2-282727 口座名称 （社）日本地理学会地域調査士担当】

写真協力: 国土館大学 地理・環境専攻、立正大学 地理学科、高崎経済大学 地域政策学部都市地理学研究室